

東海市建築物耐震改修促進計画における中間報告について

1 趣旨

東海市建築物耐震改修促進計画について、令和2年度の一部改訂から5年が経過し、令和12年度までとした計画期間の中間年度となったため、住宅の耐震化率及び建築物の状況等の調査を行ったことから報告するもの。

2 住宅の耐震化率の状況

平成19年度	4.3P増	平成23年度	4.9P増	平成27年度	3.3P増	令和2年度	3.2P増	令和7年度(今回)
77.0%	→	81.3%	→	86.2%	→	89.5%	→	92.7%

※ 目標値（令和7年度：95%、令和12年度：概ね解消）

3 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の状況（耐震化が未完了の棟数）

要緊急安全確認大規模建築物※1	令和 2 年度		令和 7 年度
	1 棟		1 棟
対象建築物は、日本製鉄株式会社名古屋製鉄所冷延工場で、令和 2 年度より耐震化工事に着手し、令和 9 年度に完了予定。			
要安全確認計画記載建築物※2	令和 2 年度		令和 7 年度
	1 棟		0 棟
対象建築物は、有限会社マルショウ建材店で、令和 6 年度に除却済み。			
多数の者が利用する建築物※3（公共）	令和 2 年度		令和 7 年度
	1 棟		0 棟
多数の者が利用する建築物※3（民間）	令和 2 年度		令和 7 年度
	25 棟		19 棟
通行障害既存耐震不適格建築物※4	令和 2 年度		令和 7 年度
	64 棟		55 棟

※1 耐震改修促進法で、耐震診断結果の公表が義務付けられた大規模な建築物

※2 県が指定する耐震診断義務付け路線（第1次緊急輸送道路）沿いにある通行を妨げるおそれのある建築物

※3 床面積1,000㎡以上の学校等、施設要件に該当し、多数の者が利用する建築物

※4 緊急輸送道路及び物資輸送道路沿いにある通行を妨げるおそれのある建築物

4 今後の計画方針

法改正など大きな制度変更は無く、住宅の耐震化率も一定数上昇していることから、引き続き様々な補助事業及び啓発活動により耐震化を図ります。

なお、国が耐震化の目標年度を5年間延伸し、県も延伸する見込みであることから、本市も同様に延伸します。

また、能登半島地震や「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」（令和7年3月）などを受け、2000年以前の新耐震基準（昭和56年6月以降）の木造住宅耐震診断及び耐震改修について、県の動向を踏まえ導入を検討します。